

狩猟期間のお知らせについて

農林係

平成26年11月15日(土)から平成27年3月15日(日)まで
(上記期間中2月16日から3月15日まではわなのみの狩猟を実施しています。)

狩猟期間とは、狩猟者（狩猟免許を保有し、かつ、県に狩猟者登録をした者）が銃器、網及びわなを使用して狩猟鳥獣を捕獲することができる期間です。

町民の皆様におかれましては、狩猟による事故を未然に防ぐために、以下についてご留意下さいますようお願いいたします。

また、この期間は町外の狩猟者も入りますので、ご承知おきください。



町民皆様へ「山林等の狩猟地に立入る場合」のお願い

1. 赤色や黄色など目立つ色の服を着用しましょう。
2. 狩猟者に狩猟鳥獣と誤認されることを防ぐと共に、ツキノワグマと遭遇する危険性を減らすために、鈴やラジオ等を用いてご自身の存在を知らせましょう。
3. わなには決して近づかないようにしましょう。お子様を連れて山中に入った場合は特に注意が必要です。

「狩猟者の皆様」へのお願い

1. 関連法令やマナーを守りましょう。
2. 十分な安全確認（矢先の確認、脱砲の励行及び同行者の行動確認等）を行いましょう。
3. 猟犬の管理を徹底しましょう。
4. 狩猟により捕獲した鳥獣は、山野に放置せずに回収等を行いましょう。

『爆音器』の使用に ご注意ください!!

農林係・環境保健係

収穫期に伴う鳥獣被害防止対策について

スズメ、カラスなどの野生鳥獣による農作物の被害防止対策として、鳥獣侵入防止ネット、電気柵、爆音器などの使用が挙げられます。

特に、爆音器の使用について、設置した皆様はこまめに巡回し、定期点検を行いましょう。

また、下記事項を注意して使用しましょう。

1. 住宅から直線距離にして概ね200m未満の場所では使用しないようにしましょう。
※住宅から200m以上離れた場所に設置する場合であっても、設置期間は収穫期間等に限定し、必要最小限の使用に留めるとともに、設置について事前に近隣住民の皆様にも周知を行うなど、周辺環境に十分配慮して使用しましょう。
2. 爆音器の使用は、日の出から日の入りまでにしましょう。
3. なるべく爆音に代わり防鳥網、電気柵等を使用しましょう。